

意見書

外交文書開示等にもなう日韓会談研究の進展について

2010年12月17日

新潟国際情報大学情報文化学部准教授

吉澤文寿 

目次

- 第1 序論
- 第2 公的文書非公開による本格的研究の困難…1980年代以前の研究成果
- 第3 公的史料「発掘」と本格的研究の開始…1990年代および2000年代前半の研究
成果
- 第4 2005年以降の日韓会談文書公開と本格的な学術研究の進展
- 第5 近年の研究成果(1)…財産請求権問題
- 第6 近年の研究成果(2)…文化財問題
- 第7 結論…日韓会談文書には公開すべき内容が含まれており、文書公開こそ公益に
かなうものである

第1 序論

この意見書は、韓国及び日本における日韓国交正常化交渉に関連した外交文書等（以下、日韓会談文書）の全面公開または不開示部分を含む開示決定が、日韓会談を含む政治、経済、社会などの諸分野における学術研究の進展にどのような関係があったのかを明らかにするものである。なお、この意見書に先立ち、筆者は2006年4月号の『歴史学研究』に「日韓会談研究の現状と課題」を公表した。そして、以後の研究報告のたびに、韓国および日本における日韓会談文書の公開状況について言及してきた。この意見書は、これらの発表された成果をふまえて、2010年までに発表された研究成果について整理するものである。そのうえで、近年の研究成果をふまえて、本訴訟の争点となるべき財産請求権問題および文化財問題について、自らの見解を述べ、最後に結論としてこれらに関する外交文書が開示される意義について述べる。

第2 公的文書非公開による本格的研究の困難…1980年代以前の研究成果

日本、米国、韓国を問わず、1980年代以前に日韓会談の会議録や関連する外交文書はほとんど公開されてこなかった。このような史料公開状況は当然ながら日韓会談研究を著しく制約してきた。とくに1980年代以前の研究は回顧録や新聞記事などの二次史料を駆使して明らかにできる範囲の、いわば基礎研究にとどまるものであった。

この時期の代表的なものとして、木村修三「日韓交渉の経緯」（『国際政治』第2号、1963年）、山本剛士「日韓国交正常化」（『戦後日本外交史Ⅱ 動き出した日本外交』三省堂、1983年）、森田芳夫「日韓関係」（吉澤清次郎編『日本外交史（第28巻 講和後の外交Ⅰ 対列国関係〔上〕』鹿島研究所出版会、1973年）、成滉鏞『日本の対韓政策（1800～1965）』明知社、1981年、李在五『韓日関係史の認識Ⅰ 韓日会談とその反対運動』学民社、1985年などの研究がある。だが、本格的な研究は一次史料が発掘、公開され始める1990年前後の時期まで待たねばならない。

第3 公的史料「発掘」と本格的研究の開始…1990年代および2000年代前半の研究成果

1990年を前後する頃から、アジア・太平洋戦争期における日本の戦争政策による朝鮮人の被害に対する補償問題、いわゆる戦後補償問題が注目される中、研究者、ジャーナリストらの努力により、史料公開状況が若干変化した。1992年6月22日付の『東亜日報』で、1962年11月の大平・金鍾泌会談における合意内容を記したメモ（いわゆる大平・金鍾泌メモ）が公開された。また、高崎宗司「日韓条約で補償は解決したか」（『世界』第572号、1992年9月）は東京大学の東洋文化研究所に韓国政府が作成した日韓会談会議録の一部が所蔵されていることを明らかにした。さらに、1995年に李度晟編著『実録 朴正熙と韓日会談 5・16から調印まで』（図書出版寒松、1995年）で、韓国政府が管理する当時の未公開文書が多数紹介された。

また、2004年までに、日本、米国、韓国で1970年代初期までの外交文書が公開された。そのため、日韓会談をめぐる国際関係を知るための外交文書が徐々に利用できるようになった。しかし、日韓会談に直接関わる案件についていえば、日本の外交史料館でも、韓国の外交安保研究院や政府記録保存所でも、全く非公開であった。とくに、日本政府は日朝交渉において日韓会談からの案件が継続しているとしており、韓国政府に日韓会談に関連する外交文書の不開示を要請したことがある（『朝日新聞』1997年2月20日付、朝刊東京14版）。このような措置は当時の文書公開の流れを逆行させるものであった。

この時期に発表された主要な研究成果は次の通りである。高崎宗司『検証日韓会談』（岩波書店、1996年）、李元徳『韓日過去史処理の原点—日本の戦後処理外交と韓日会談』（ソウル大学出版部、1996）、太田修『日韓交渉—請求権問題の研究』（クレイン、2003）、吉澤文寿『戦後日韓関係—国交正常化交渉をめぐって』（クレイン、2005）などの研究はとりわけ財産請求権問題の交渉過程を中心に分析し、日本の植民地責任問題の「解決」のあり方を問いただした。日韓国交正常化を側面的に支援した米国の政策を分析したものとしては李鍾元『東アジア冷戦と韓米日関係』（東京大学出版会、1996）がまとまっている。同所には所収されていないが、李鍾元「韓日会談とアメリカ—「不介入政策」の成立を中心に」（『国際政治』105、1994年）、同「韓日国交正常化の成立とアメリカ—1960～65年」（『年報近代日本研究』16、1994年）は米国の

日韓会談にたいする姿勢が直接介入を避けた「不介入政策」として一貫していたことを実証した研究である。このほか、漁業問題については藤井賢二「李承晩ラインと日韓会談—第1次～第3次会談における日韓の対立を中心に」『朝鮮学報』193、2004年)の研究を挙げることができる。

これらの研究成果はいずれも、一次史料を駆使した本格的な研究である。しかしながら、約10万枚の日韓会談関連外交文書などが開示決定された今日からすると、その史料的制約は著しかったといわざるを得ない。

第4 2005年以降の日韓会談文書公開と本格的な学術研究の進展

韓国および日本において日韓会談関連外交文書の公開を要求する運動が始まった背景には日本政府や企業を相手とする戦後補償要求裁判において「日韓協定で解決済み」とする判決が増え始めたことがある。これを受けて、韓国では植民地支配による被害者99人が2002年に同文書の公開を要求した。この時点では原告が一旦敗訴したが、2004年2月にソウル行政法院が「日本を相手に訴訟を進めている原告53人に韓日協定文書のうち損害賠償請求権関連5件の文書を公開せよ」とする判決を下したことを契機として、2005年1月に韓国外交通商部が日韓会談関連外交文書5件を公開するに至った。

韓国政府による文書公開は日本で戦後補償を目指す人々に大きな勇気を与えた。そして、2005年12月に日本で「日韓会談文書・全面公開を求める会」が結成され、2006年4月に同団体が日本の外務省を訪れ、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(以下、情報公開法)の手續に従って、日韓会談に関連するすべての公文書の開示を請求した。これにたいして、外務省は同年5月に、2008年5月までにすべての文書について開示決定すると回答したものの、2007年11月の時点で開示決定された文書はわずか7千枚に過ぎなかった。ところが、同年12月に東京地裁が「請求から1年7ヶ月を過ぎても結論を出さないのは国の不作為」とする判決を下したことで、外務省は開示決定を急がざるを得なくなった。その結果、2008年4月および5月に約5万2千枚の外交文書について開示決定した。

いまだに外務省の一室に眠っている文書の存在を完全に否定することはできない

が、おそらくこのリストは外務省が管理する日韓会談関連外交文書の全体を示しているといえよう。その開示状況を検討すると、開示枚数 59763 枚、開示文書数 1916 件、開示文書数 1369 件、不開示文書数 23 件、部分開示文書数 524 件である。すなわち、開示決定された文書のうち約 28.5%が不開示または部分開示決定であった。

その内容を見ると、文書の作成年月は 1946 年 10 月から 1971 年 11 月までである。主題は基本関係、財産請求権、在日朝鮮人の法的地位、漁業、文化財、竹島（独島）、在日朝鮮人の「帰国」、経済協力、船舶という日韓会談の議題を網羅するものである。文書を性格別に分類すると、第一に政策（案）であり、日本政府（外務省）の方針、方針案、対策、対策案、試案、協定案、訓令、対処要領、各省庁の意見などが含まれる。第二に議事録類であり、議事録（速記録）、議事要録（議事要旨、会談要旨、会談録、会合記録）、非公式会議記録などがこれに当たる。第三に、過去の会談の経緯を整理、記録し、問題点や課題を整理した文書類がある。第四に、会議状況報告や出張報告の類がある。第五に、その他の部類として、書翰類、日韓の国会論議要旨、内外の動静（韓国動静、各国の態度）、年表、日誌、資料集、目録、報道資料、翻訳（主に韓国の雑誌や新聞記事など）が挙げられる。

これらの新史料の活用に先鞭を付けた研究として、池田勇人政権の対外政策との関係で日韓会談を考察した金斗昇『池田勇人政権の対外政策と日韓交渉—内政外交における「政治経済一体路線」』（明石書店、2008 年）、李承晩政権の対日政策に焦点を合わせた朴鎮希『韓日会談—第 1 共和国の対日政策と韓日会談展開過程』（ソニン、2008 年）、日韓会談において「過去清算」問題が解決できなかった要因を多角的に分析した張博珍『植民地関係の清算はなぜ実現できなかったのか 韓日会談という逆説』（ノンヒョン、2009 年）、そして韓国および日本側の資料を活用した本格的な研究である国民大学校日本学研究所編『韓日会談と国際社会 外交文書公開と韓日会談の再照明 1』および『議題で見た韓日会談 外交文書公開と韓日会談の再照明 2』（ソニン、2010 年）が挙げられる。また、2008 年 11 月 7 日にソウルのプレスセンター（韓国言論財団）で行なわれた国際会議「外交文書の公開と日韓会談の再検討」では、日韓会談を活用した研究報告が行なわれ、その成果が国民大学校日本学研究所編『日本空間』第 4 号（2008 年 11 月）に発表された。テッサ・モーリス・スズキ（田代泰子訳）『北朝鮮へのエクソダス—「帰国事業」の影をたどる』（平凡社、2007 年）は国際赤十字の史料とともに日韓会談文書を活用し、日本政府が在日朝鮮人を国外に

追放する目的でこの運動に協力したことを明らかにした。

また、日韓会談文書を刊行史料として編集、出版したものとしては、『韓日会談請求権関連文書』（全94巻、韓国学術情報、2005年）、『韓日会談外交文書解題集』（全5巻、東北亜歴史財団、2008年）、『日韓国交正常化問題資料 基礎資料編』（全5巻、現代史料出版、2010年）、『日韓国交正常化問題資料〈第I期〉1945年～1953年』（全9巻、現代史料出版、2010年）が挙げられる。この度開示された日韓会談文書を用いた研究は今後も発表され続けることが予想される。

では、次に本訴訟で焦点となるべき、財産請求権と文化財問題について、私なりの研究成果ないし見解を述べたい。

第5 近年の研究成果（1）…財産請求権問題

1 予備会談、第1次会談（1951年10月～1952年4月）

日本政府は日韓会談が始まる前から、韓国併合が「合法」に行なわれたことを前提に、在朝日本人財産に対する請求権を主張することで韓国側の請求権との相殺、すなわち「相互放棄」を図ろうとしていた。例えば、1951年12月10日に作成された「財産、請求権処理に関する件」には次のような記述がある。

およそ韓国側が膨大な在鮮日本資産を手中に収めつつなお日本側に対し諸種の請求権を提起することは不公正極まることであるのみならず、請求権処理問題を各項目ごとに折衝することは極めて複雑且つ苛烈な論争を誘致し、日韓関係の再出発に暗影を投ずることとなるので、わが方としては相互に一括放棄する建前をもって終始すべく、そのためには在鮮財産に対する前述のわが方の立場を固守することが肝要となろう（傍線は報告者、以下同様）¹。

この日本政府の請求権主張の骨子は国際法学者で当時名古屋大学の山下康男教授

¹ 「財産、請求権処理に関する件」（1951年12月10日付、アジア局2課、文書番号536）3～4頁。

の所論であった。山下はサ条約第 4 条 b について、「日本資産の処理が有効に行なわれたことを承認したからといって、日本資産に関する請求権を放棄したことにはならない。日本資産処理の効力を承認することと、日本資産に関する請求権を放棄することとは、全く別個の問題であって、平和条約第 4 条 (b) は、請求権の放棄とは直接の関係はない。従つて韓国所在の日本資産またはその売得金に対する日本国及び日本国民の返還請求権は、なお残存する。その処理は、第 4 条 a による特別取極の主題となりうる」と主張した。さらに、山下は 1948 年 9 月に締結された「米韓間財産及び財政に関する最初協定」第 5 条第 3 項²により、「アメリカは、日本資産処理から生じた責任をまぬかれ、この責任は韓国政府に移転した。したがって、日本資産に関する日本国及び日本国民の請求権は、アメリカ政府に対するものではなく、韓国政府に対するものである」とした³。

ただ、興味深いことに、外務省内でもサンフランシスコ講和条約第 4 条 b 項の解釈如何にかかわらず、実際に韓国から在朝日本人財産を取り立てることはできないと判断していたことから、在朝日本人財産に対する請求権主張について懐疑的であった。

在外財産並びに請求権処理問題については、その金額においては、朝鮮の在日財産及び対日請求権に比して、我方在鮮財産ははるかに大であることは間違いないが、取り立て可能性の面よりいけば我方の在鮮財産は北鮮にあつたものは現在韓国にも如何ともし難い状態にあり、南鮮にあつたものでも、ヴェスチング・デグリー（サ条約第 4 条 b の承認をいう—報告者注）の効力問題はしばらく措くも、その多くは清算処分されあるいは戦災により滅失していること、韓国の経済状態が極めて急迫していること等により事実上ほとんど返還ないし補償を得る見込みはないので、この交渉は決して我が方に有利なものではない。しかも韓国側は一方的立場に立って自儘な要求を提起してくることが予想されるので本件交渉には当初より長期戦の肚を据え十二分

² 米韓協定第 5 条第 3 項は次のとおり。「大韓民国政府は、この上に掲げた財産の帰属決定、及び処分から生ずる現在及び将来の請求権を含むすべての責任から、ここにアメリカ合衆国を解除する」。

³ 山下康男「平和條約第 4 条について（下）（未定稿）（平和条約研究第 4 号）」条約局法規課、1951 年 9 月）（文書番号 1562、44 頁）。

に揉んだ後に、大乗的、政治的解決に落とすことを究極の目途とする⁴。

周知のとおり、第1次会談が1952年4月に決裂したのち、米務省は梁裕燦駐米韓国大使を通じ、サ条約第4条b項の解釈として、日本が在朝日本人財産に対する請求権を主張できないことと、請求権交渉において韓国が米国から在朝日本人財産を譲渡されたことを考慮すべきであることを伝えた。これを受けて、会談決裂から1ヶ月も経たない5月8日に韓国政府が日本との交渉再開を申し入れたが、日本政府は「当分の間冷却期間を与える必要がある」として、これを拒絶した⁵。だが、「平和線」問題や密入国者の韓国への送還を望んでいた日本政府は、7月に倭島英二アジア局長や岡崎勝男外相が駐日代表部の金溶植公使に会談再開を申し入れたものの、合意には至らなかった。

2 「久保田発言」について

「久保田発言」とは1953年10月15日の第3次会談第2回請求権委員会で、日本側首席代表の久保田貫一郎外務省参与が「日本としても朝鮮の鉄道や港を作ったりしたし、大蔵省は、当時、多い年で2千万円も持ち出していた」などと述べて、植民地支配に対する日本の主張を披瀝した発言を指す。この発言をめぐり、日韓の対立は極限に達し、決裂以後、日韓会談は4年半の中断期を迎える。

ところで、これほど有名な「久保田発言」だが、韓国で日韓会談関連外交文書の公開が行われるまで、その原資料が確認されず、『韓日会談略記』や『朝日新聞』（1953年10月22日付）などの資料によって論じるしかなかった。しかし、韓国公開文書（『第3次韓日会談（1953.10.6-21）請求権委員会会議録、第1次-2次、1953.10.9-15』、分類番号723.1JA 登録番号97）や日本公開文書（『再開日韓交渉議事要録 請求権部会第2回』1953年10月15日付、アジア局第2課、文書番号174）により、発言の具体的な内容が明らかになった。問題とされる発言自体に新しい事実はないのだが、

⁴ 「請求権問題会談の初期段階における交渉要領」（1952年1月23日付、アジア局2課、文書番号537）、1～2頁。

⁵ 「日韓会談の現況と対処方針について」（1952年5月9日付、アジア局2課、文書番号1643）。

「久保田発言」に至る経緯について史料に即して明らかにしておきたい。

まず、第3次日韓会談は平和線問題に悩む日本政府が韓国政府に申し入れて始まるが、会談直前の10月2日に行われた各省打合会で久保田は「請求権については予め方針を決めるよりは、韓国側の意向をもっとよく打診する必要があるのではないか。韓国側が相互譲歩で解決する肚があるかどうかが問題である。自分としては韓国に互譲の誠意があるか否かは疑わしいと思う」、「当面（請求権—報告者注）部会の交渉は緩歩主義でやってそのうちに上層部で方針を決めてもらうこととしたい」と述べた⁶。つまり、外務省はあくまで在朝日本人財産にたいする請求権を主張し続け、韓国側に「相互譲歩」の意思があるか確かめつつ、「上層部」からの方針を待つというきわめて消極的な姿勢で交渉に臨んだのである。

その後、6日に第1回本会議が行われた。この席で梁裕燦駐米大使は日韓会談を成功させたければ、対韓請求権を放棄すべきであると主張した⁷。そして、9日の第1回請求権委員会でも、韓国側は「日本側には対韓請求権は何一つなく、取極の主題とされるのは韓国の対日請求権のみであるという原則を確立してから、韓国側請求権について討議を進めることにしたい」と提案した⁸。これにたいし、日本側は1952年4月に梁大使が松本俊一外務省顧問との会談で請求権の相互放棄を示唆したと主張した。この席で韓国側委員は自分達の承知する会議ではそのような事実を聞いたことがないし、今回の会議に臨む際も問題になったことがないと応じた⁹。

このような対韓請求権をめぐる対立は13日の第2回本会議でも解消されることはなかった¹⁰。そして、同日、おそらく本会議終了後に、外務省は「高裁案 日韓交渉処理方針に関する件」を作成した。同案の序文では「去る7月までの交渉において、日韓両国の主張は略明らかにされていることに鑑み、この際互譲の精神を持って公正

⁶ 「再開日韓会談第1回各省打合会議事録」（文書番号1059）、7～10頁。

⁷ 「韓日会談第1次本会議経過報告」（『第3次韓日会談（1953.10.6—21）本会議会議録及び1—3次韓日会談決裂経緯、1953.10—12』分類番号723.1JA、登録番号95、12～13頁）。

⁸ 「日韓交渉報告（再四）請求権部会再開第1回会議状況」（文書番号173）、1頁。

⁹ 同前、2頁。

¹⁰ 「日韓交渉報告（再七）日韓交渉第2回本会議状況」1953年10月13日付、久保田参与、文書番号169。

妥当なる我が方処理方針を決定」したとする¹¹。そのなかで、請求権に関する部分は次の通りである。

桑港平和条約第4条の請求権の処理に関しては、在韓日本財産の戦災状況（推定約7割）にもかんがみ、实际的解決方法として、原則として、相互に放棄することとする。

なお、わが国の保有する韓国関係の文化財の若干を韓国に贈与する¹²。

以上のように、日本政府は平和線問題による日本漁船の拿捕について早急に対応すべく日韓会談を再開させたが、在朝日本人財産にたいする請求権を固守し、韓国側に「互譲の精神」を強要することで対日請求権の放棄を促すかたちで、請求権の相互放棄を方針とした。それと合わせて、文化財については請求権から切り離し、日本から韓国に引き渡せるものを「贈与」することで解決しようとした。しかし、サ条約第4条 b について米國務省の解釈をすでに得ている韓国側がこのような日本側の提案を受け入れるはずがなかった。「久保田発言」による日韓会談の決裂はそのような日本側の方針の必然的な結果であったといえよう。

久保田自身は15日の第2回請求権委員会における自らの発言を報告する文書に、16日の追記として次のように書いている。この文章は韓国側への責任転嫁と自己弁護に終始するばかりでなく、植民地責任問題にまったく関心のない日本側代表の交渉姿勢を如実に表している。

15日の請求権部会では、日本側は、予め協議の結果、議論を余りせず簡単に短時間で切上げる方針で臨んだが、韓国側の発言の結果、止むなく広範な根本論を上下せざるを得なくなつた。しかし言辞、態度には特に注意を払い、つとめて韓国側を無用に刺激することを避けた。そのためか、部会の席上では、韓国側もむしろ、なごやかに発言し、異状に感情を昂ぶらせた様子は見取れなかった。ところが15日夕刻になり、韓国側では、本日の日本側の発

¹¹ 「高裁案 日韓交渉処理方針に関する件」1953年10月13日付、アジア局第2課長、文書番号1060、1頁。

¹² 同前、3～4頁。

言に憤慨し、もはや会議に出席しないであろうという情報が伝えられた¹³。

3 韓国政府の請求権にたいする日本政府の姿勢

1957年12月の日韓共同宣言で日本政府が「久保田発言」を撤回したことにより、日韓会談は1958年4月より再開される。しかし、この第4次会談は請求権問題になんら進展がないまま、1960年の4月革命で李承晩政権が崩壊したことによって中断した。韓国では同年8月に張勉政権、その翌年5月には軍事クーデターで政権を掌握した朴正熙が指導者となる。日本でも安保闘争で岸信介政権が倒れた後に池田勇人政権が成立する。このような激動の時期に行なわれた日韓会談では、韓国の対日請求権の内容検討と経済協力による妥結方法をめぐって、具体的な議論が展開される。

ところで、韓国政府が提示した「韓日間財産及び請求権協定要綱」（いわゆる対日請求8項目）の内容に関する議論は第5次会談第6回一般請求権小委員会が行なわれた1961年3月15日からである。5月16日の軍事クーデターによる中断をはさみ、10月27日より第6次会談一般請求権小委員会が再開され、翌年3月6日の同委員会を最後に、請求権交渉は政治折衝に移行する。つまり、日韓会談において、韓国側の請求権の内容が実質的に討議されたのはわずか7ヶ月間であった。

日韓会談では正式な会談と平行して、いわゆる非公式会談もたびたび行なわれた。例えば、第5次会談時の非公式会談について、韓国公開文書では『第5次韓・日会談予備会談本会議会議録及び事前交渉・非公式会談報告、1960-61.5』（分類番号723.1JA、登録番号713）、日本公開文書では『第5次日韓全面会談予備会談の一般請求権小委員会会合（非公式・その他）』（文書番号96）という文書群がある。これらを比べてみて興味深いことは、両者が共通して記録している会合よりも、どちらか一方にしか記録されていない会合のほうが多いということである。ここでは、日本側文書のみで記録されている1960年12月21日の非公式会合の記録の一部を紹介したい。

1. 先ず李（相徳〔韓国銀行国庫部長〕—報告者注）委員より次のような発言があった。

¹³ 前掲、「日韓交渉報告（再九）請求権部会第2回会議状況」、10頁。

「一般請求権については日本側からなかなか意見の開陳がないので、韓国側としては甚だやりにくい立場にある。そもそも一般の韓国人、ことに知日派の多くは、韓国は対共産圏防衛の第一線にあり、韓国がしっかりしているからこそ日本は平穩に經濟の繁榮を楽しんでいるのであるから、大局的に見て、過去のいきさつとは別個に、日本は韓国に大きな借りがあり、韓国を助ける義務があると考えている（中略）。

2. これに対し吉田（信邦大蔵省理財局—報告者注）次長は次のとおり答えた。

「いま李委員のいわれた点は、現在日本のおかれている国際的立場からいって、われわれ日本人が絶えず留意していなければならない大事な点であると思う。アジア諸国への經濟協力もいわば広くそういう趣旨から出たと言えると思う。（大蔵省部内において、吉田次長が經濟協力無用論者に対し、常に説得に努めている次第を縷々述べた）

さて、請求権問題については、久保田発言以来日本は言いたいこともたがをはめられて言えないような立場にある。たとえば、二人の人がいてAはBに百万貸しており、BはAに20万貸している場合、百万の者の方は棚上げして、20万取り返すということになると、Aはいったい何をしているのかといわれる。ただBにも困難な事情があり、Aもその点を十分同情的に考える用意がある。しかし、Aが自分の貸している百万について、全然話ができないということではAB間の話はうまく行かないかもしれない。

自分のほうとしては、いまさら従来のことを棚上げにしたいとは言わないが、双方が非公式にでもいいから言いたいことをエクサイトすることなく、腹藏なく話合えるようにしてもらうことが好都合である。」

3. 以上の吉田次長の発言に対し、韓国側は、自分たちの気持ちとしては百万借りて20万貸しているのではなく、百万借りて200万貸しているつもりである。と述べた後、例えば、償却した日銀券の話はどうか。償却は日銀、米軍、韓国側三者立会いの下で行なわれたので間違いはなく、またご存知のように銀行券は長く貯蔵すると腐るので、償却したのは当時としては適宜の措置であったと思うと述べた。これに対し吉田次長は、自分たちの仲間には

償却したということは請求権を放棄したものであるというものすらあると述べたところ、韓国側はそれはあまりにもひどいと答えた（以下略）¹⁴。

この対談に見られるように、日本側（ここでは大蔵省）には請求権はおろか、対韓経済協力についても反対する者がいたこと、「久保田発言」の撤回を日本側の主張に「たがをはめられた」ものと考えていたことがわかる。そして、吉田が大蔵省内で対韓経済協力の必要性を説得する際に用いたのが安保論理だったことも読み取れる。請求権問題を担当する韓国側代表も安保論理を打ち出し、日本には「韓国を助ける義務がある」と訴えていた。

ところで、1961年5月10日に行なわれた第5次会談第13回一般請求権小委員会において、日本側はあくまで当時の国民徴用令や工場法などにおける遺族扶助料や埋葬料の規定に沿って、軍人・軍属及び「労務者」として強制連行・強制動員された朝鮮人に対して未払い金を支出すると主張した¹⁵。これにたいし、韓国側が外国人として動員された者への「相当な補償」の必要性を訴えたことや、個人請求権については個人ベースではなく政府ベースで対処することを主張したことは周知のとおりであるが、この会合では次のようなやり取りもなされていたことを示しておきたい。

（個人ベースの調査について—報告者注）吉田主査代理は、互いに資料を持ちよつて具体的ケースを確認しあうことが必要だが、日本政府が直接調査するかどうかは相談の問題である。韓国側として実際に被害を受けた者の調査をすることができるかとたずねたところ李主査代理は、日本側でいくら呉れるかを言ってくれば韓国側でも調査ができると答えたが更に名簿の問題はいずれにせよ、多数が死亡、行方不明になつたことは動かしえない事実で、生存した者も痛手を蒙っている。人数の確定は申告させることも結構だが他

¹⁴ 「請求権問題に関する非公式会談概要」（1960年12月27日付、北東アジア課、前掲『第5次日韓全面会談予備会談の一般請求権小委員会会合（非公式・その他）』、5～10頁。

¹⁵ このとき、吉田は「現に日本内地に家族のある被徴用韓人、軍人軍属であった者に対しては援護を行なつているが、朝鮮の場合はそれが届き得ないのだ」と述べているが、これは事実ではない（「第5次日韓全面会談予備会談の一般請求権小委員会の第13回会合」、1961年5月10日付、北東アジア課、文書番号95、24頁）。

の方法でもできると思うと述べた。

吉田主査代理より、こういう人達に対し韓国側で今まで何らかの援護をされているのかとたずねたところ、李主査代理は、韓国側は金がないのでやっ
ていないと答えた¹⁶。

吉田は「日本は給与も支払わなかつたという韓国人の気持を和らげて両国民が親しくなれるようにすべきだ」¹⁷と述べたものの、個人にたいする支払いの前提として調査が必要であると主張した。一方、李相徳は政府に資金がないので、日帝被害者にたいする調査や援護ができないことを強調した。このやり取りには結局のところ日韓双方が被害者を放置している実態が浮かび上がる。日韓双方が協力して被害者の被害にたいする補償と人権回復に努めるという姿勢はみられない。

この点について付言すれば、日本政府では第1次会談時に大蔵省と外務省が請求権問題について打合せをしたとき、韓国側の請求権に添付を求める「確実な証拠資料」について、「これは、当方が準備しうると同程度でなければならない。即ち、少なくとも計数的資料の算出根拠を明示しうることが必要である（この点、余り厳密に要求すると大蔵省側も作業に困難を来す）」という原則が話し合われていた¹⁸。但し書きにあるように、日本政府は事実確認の厳密さの限界については図りかねていた。しかし、「確実な資料証拠の提示」という交渉戦術が、「これは先方に法外な請求を自制さす効あるのみならず、先方は戦乱の結果資料を欠くので我方に有利である」¹⁹という認識を基礎に立てられたものである以上、第5次会談段階でも同様の意義と目的を持つものだといえる。

また、上述の通り、日本公開文書のうち、韓国側請求権に対する日本側の試算額などが不開示とされている。一例を挙げると、第6次会談で請求権の具体的討議が行なわれていた時期に作成された「韓国一般請求権のうち朝鮮人徴用労務者、軍人軍属、文官恩給該当者に関する件（伊関局長指示事項）」（1962年1月30日付、北東アジア

¹⁶ 同前、31～32頁。

¹⁷ 同前、30頁。

¹⁸ 「請求権問題に関する大蔵省との打合せ会」（1952年2月14日付、文書番号538、6～7頁）。

¹⁹ 前掲「請求権問題会談の初期段階における交渉要領」3頁。

課、文書番号 1744) は該当人員数とその根拠が 11 頁にわたって不開示である。このような不開示部分の多さは、日朝国交正常化交渉で「日韓方式」を適用しようとする外務省の立場を勘案すると、日本政府が個人請求権の算定に関する重要な資料を韓国側に提示しないまま交渉していたことを逆に立証するものである。

4 経済協力による妥結

請求権交渉は 1962 年 3 月から政治折衝に入り、同年 10 月及び 11 月に行なわれた大平・金鍾泌会談によって無償経済協力 3 億ドル、有償経済協力 2 億ドル、民間借款 1 億ドル以上という条件で原則的合意がなされる。その後、日韓会談は 1964 年 6 月に韓国で日韓会談反対運動が反政府運動として展開し、韓国政府が戒厳令を発してこれを弾圧する事態にいたって、一旦中断した。しかし、1964 年 12 月に第 7 次会談が始まってからは翌年 2 月の日韓基本条約仮調印、4 月の請求権、漁業、「在日韓国人」法的地位の 3 懸案の合意事項仮調印、6 月の日韓基本条約及び諸協定調印、12 月の批准書交換という具合に、日韓両国（そして米国）は反対勢力をなぎ倒す推進力で日韓国交正常化を達成した。

経済協力方式による請求権問題の妥結に関連する文書で、報告者が確認できたものをいくつか紹介したい。まず、『日韓国交正常化交渉の記録 総説 9』（文書番号 1882）に収められている「日韓会談の今後の進め方に関する基本方針（案）」及び「日韓会談における請求権問題交渉の今後の進め方について」（いずれも 1962 年 7 月 20 日付、アジア局作成）が興味深い。これは池田内閣改造で大平正芳が外相に就任した後の同年 7 月 24 日に行なわれた外務省幹部会議で配布された資料である。まず、前者の文書において、請求権問題についての「基本方針」は次のように示されている。

（i）韓国側に対し、日本側が『請求権』として支払いうるものは、韓国側の諸請求のうち南鮮地域及びその住民の日本国および日本国民に対する請求であって、かつ、事実および法律関係が明白に立証されるものに限られ、しかも、その支払いの具体的金額の決定に当たっては、平和条約第 4 条に関するいわゆる『米国解釈』を考慮に入れる必要があり、結局その金額はきわめて少額にとどまらざるを得ないことを説明する。

(ii) そこで、上記(i)の日本側の原則的立場と、事実および法律関係の立証が困難なものについても日本側に支払いの責任があるとの韓国側主張とを調整する見地から、『請求権』という名称を避け、『無償の経済援助』または『贈与』という形式により本問題の大局的解決を図ることとする。

(iii) (ii)と同時に、日韓経済協力についても話し合いを行ない、(ii)を補完する意味での『長期低利の有償経済援助』の考え方に付き韓国側の理解を求める。

(iv) 韓国側は、これまで、公式には、あくまで『請求権』の解決を要求するとの態度を持しているが、非公式には、必ずしも名称にこだわらず、日本側の支払う総額が問題であるとの意向を表明しているので、今後の話し合いにおいては、上記(ii)(iii)のわが方構想につき韓国側の同調を求めつつ、『無償の経済援助』または『贈与』を通じて2億ドル、『長期低利の有償経済援助』として2億ドルを最終線とする肚づもりで、適宜数字を示していくこととする²⁰。

このように、外務省は韓国政府による在朝日本人財産の取得と、対日請求権の事実及び法律関係の確認を最後まで主張した。そのうえで、外務省は「請求権」の名目を使わずに無償、有償経済協力によって請求権問題を妥結することを検討していた。8月から始まる予備折衝の段階では無償1.5億ドル、有償1.5億ドルであったが、7月の時点では合わせて4億ドルが原案であった。

後者の文書にはより具体的な方針が示されている。すなわち、日本側は「韓国側は『請求権』を『放棄』ないし『主張しない』こととし、日本側はこれに応じて一定額を『無償援助』として供与するという方式」として、2つの協定文案を準備していた。

[A案]

(1) 韓国政府は日韓国交正常化にあたり、両国間の永久の友好親善を祈念して、韓国政府または韓国国民が平和条約第4条の規定に基づいて日本国または日本国民に対して有しまたは有することあるべきすべての請求権を

²⁰ 「日韓会談の今後の進め方に関する基本方針(案)」(1962年7月20日、アジア局、前掲『日韓国交正常化交渉の記録 総説9』、21～22頁)。

放棄する。

(2) 日本政府は、韓国政府による対日請求権放棄の事実を考慮し、かつ、日韓国交の正常化を祝し、両国間の永久の友好親善を祈念し、その民政安定と経済発展に寄与するため、下記の通り経済協力を行なうこととする。

(i) 無償の経済援助 ○億ドル

(ii) 長期低利の有償経済援助 ○億ドル

[B案]

(1) 日本政府は、日韓国交正常化を祝し、両国間の友好親善を祈念し、その民政安定と経済発展に寄与するため、下記の通り経済協力を行なうこととする。

(i) 無償の経済援助 ○億ドル

(ii) 長期低利の有償経済援助 ○億ドル

(2) 韓国政府は、日本政府による(1)の供与を受諾するとともに、韓国政府または韓国国民が平和条約第4条の規定に基づいて日本国または日本国民に対し有しまたは有することあるべきすべての請求権を今後主張しないことを確認する。

(末段の表現としては、『すべての請求権は完全にかつ最終的に解決されることを確認する』または『日韓間に存在する一切の問題が解決されることを確認する』とすることも検討に値する。²¹⁾

上記の2案のうち、A案は韓国が対日請求権を放棄したことを明記するものであり、実際には採用されなかった。これにたいしてB案は韓国の「民生安定と経済発展」のための経済協力を前面に押し出し、『すべての請求権は完全にかつ最終的に解決されることを確認する』または『日韓間に存在する一切の問題が解決されることを確認する』という文言も「検討に値する」というものであった。まさに、1965年に締結された請求権及び経済協力協定の原型と呼べる文言である。

また、大平・金合意が成立する直前の同年12月20日に大蔵省外債課長が外務省に

²¹ 「日韓会談における請求権問題交渉の今後の進め方について」(1962年7月20日、アジア局、前掲『日韓国交正常化交渉の記録 総説9』、39～40頁)。

持参した文書によると、大蔵省は無償経済協力と有償経済協力のうち海外経済協力基金分については「予算との関係で供与開始は39年度よりとする」²²という意見を示した。日本政府内で国交正常化以前の経済協力実施を検討していたことを示す文書である。

なお、この問題については、私とともに「日韓会談文書・全面公開を求める会」に所属し、同会の事務局次長として活動する李洋秀氏の論考も合わせて参照されたい。

第6 近年の研究成果（2）…文化財問題

日本には朝鮮に由来する文化財が約30万点所在するという。それらの来歴は、古くは豊臣秀吉の朝鮮侵略にさかのぼるもあるが、その多くが19世紀末から20世紀前半にかけての日本の朝鮮侵略にある。日本と大韓民国の間では、1965年に文化財および文化協力に関する協定が締結され、その後も韓国所在の美術館などに個人による寄贈が行われた。一方、朝鮮民主主義人民共和国については、日露戦争時に旧陸軍将校によって日本に持ち帰られ、靖国神社に置かれていた北関大捷碑など、ごく限られた事例しかない。しかも、これらの事例にもかかわらず、日本にある朝鮮文化財は私有物として扱われているものが多く、現在もそのほとんどが返還も寄贈もされていない。だが、日本にある朝鮮文化財の返還問題も、財産請求権問題と同様に、「過去清算」問題の一環であるといえる。

そこで、2009年8月から11月までに東京新宿の高麗博物館で開催された文化財企画展「失われた朝鮮文化遺産—植民地化での文化財の略奪・流出、そして返還・公開へ—」の内容を紹介し、この問題の概要を述べたい。

本展示の冒頭には、この問題の象徴的文化財として敬天寺十層石塔について紹介されている。この石塔は高麗期に開城・敬天寺に建立されたもので、1907年に宮内大臣田中光顕の命によって日本に不法に搬出された。1918年に京城（現在のソウル）に返還されたが元の姿に復元することが絶望的なほどに破損してしまった。この石塔が復元されたのは解放後の1960年のことであった。その後さらなる保存修理を経て、

²² 「日韓請求権問題についての大蔵省意見」（作成年月日、作成者不明、端に「十二月二十日夕刻外債課長持参」とある（文書番号1781、9頁）。

現在は 2005 年 10 月に開館した国立中央博物館の吹き抜けのスペースに華麗な姿で展示されている。私はこの石塔の実物をソウルの二村にある同博物館で実際にみた。1 階を土台として 3 階までの高さに聳え立つこの石塔は基壇や塔身部分に細かい装飾が凝らしてあり、美術に心得のない私がみてもその美しさと復元における関係者の苦勞を伺うことができた。

ところで、田中光顕がこの石塔不法搬出を命じた 3 年前に、東京帝国大学工科大学助教授の関野貞が政府の命を受けて朝鮮各地の建築物を調査した成果として、『韓国建築調査報告』が刊行されたのだった。実はこの報告書こそ、朝鮮文化財が日本に不法に搬出されるガイドブックの役割を果たしたのだった。朝鮮にとどまらず、中国大陸にも広がる関野の研究の目的は、植民地支配の基本をなす「植民史観」という朝鮮社会の停滞性、他律性を追認することであった。

このようにして始まった近代日本による朝鮮文化財の破壊及び略奪について、前述の本展示は次のように紹介している。1896 年 2 月の露館播遷以後に二度と国王が戻ることなく荒れ果てた王宮・景福宮の大部分の建物が韓国併合後に払い下げられた。また、1917 年に、大倉喜八郎がその私設美術館である大倉集古館に、景福宮東宮の資善堂を移築して「朝鮮館」とした。大倉集古館の野外展示場には現在も十数点の朝鮮文化財が展示されている。なお、その景福宮内に朝鮮総督府庁舎が建設されたことは周知の事実である。

また、1915 年に朝鮮総督府「始政 5 周年」を「記念」する「朝鮮物産共進会」が行われたが、その際に設置された共進会美術館に数多くの文化財、美術品が出品された。そして、同年末に共進会が終了すると、美術館の建物はそのまま総督府博物館となった。以後、総督府は植民地支配を通じて、慶州、扶余、公州、開城、平壤といった、古代日本と歴史的関係のある地域に博物館を建設していった。

植民地支配を通して日本に持ち込まれた朝鮮文化財は日本の様々な場所に所在する。東京国立博物館の「小倉コレクション」総 1,110 点のほとんどが朝鮮関係である。また、古蹟調査に関わった東京大学、京都大学をはじめとして、その他東京芸術大学、和光大学、立教大学、埼玉大学などの諸大学の他に、大阪市立東洋陶磁美術館、大和文華館、日本民藝館、京都国立博物館、奈良国立博物館、寧楽美術館、出光美術館、松岡美術館、根津美術館、MOA 美術館、五島美術館など、全国の大学や博物館、美術館に大量の朝鮮文化財が散在している。また、初代朝鮮総督寺内正毅が調査及び収

集した資料は 1922 年に設立された寺内文庫に集められた。現在、寺内文庫は山口県立大学付属図書館内に置かれている。さらに、公州郊外の宋山里の丘陵地帯で百済の大古墳を発見した軽部慈恩はその 6 号墳からの出土遺物をすべて持ち出し、墓床をきれいに掃き出した後に、総督府に「すでに盗掘」されたものとして報告した。軽部が不法搬出した遺物も含めて、日韓会談における文化財返還交渉の対象となったが、日本政府はそれらの返還に同意せず、誠意を見せなかった。

このような日本への不法搬出が行われた植民地期に、生涯と全財産を捧げて朝鮮文化財を死守した人物が潤松（カンソン）・全鏐弼（チョンヒョンピル）であった。潤松は 1938 年に朝鮮初の民間美術館「葆華館」を設立するとともに、仏像、仏画、陶磁器、書画、古典籍、石造物、瓦当など数万点を収集した。この中には、潤松が日本人と交渉して、日本への搬出を免れたり、日本から取り戻した文化財が含まれている。今日において、葆華館は潤松美術館と改称され、毎年 5 月と 10 月に各 2 週間のみ開館している。

また、日本から朝鮮に引き渡された文化財としては、日韓国交正常化交渉によるものや、先述した北関大捷碑のほかに、個人や機関の寄贈によるものがある。韓国国立中央博物館には寄贈館が設けられており、井内功、八馬理、金子量重らによる寄贈品が展示されている。また、国立中央博物館以外の機関にも日本から寄贈された文化財がある。そのうち、今回の高麗博物館のシンボルとして紹介されているのが、1972 年に田中敏信によって国立慶州博物館に寄贈された人面紋円瓦当である。この瓦は人が微笑んでいるように見えるところから、「新羅人の微笑」と言われるものである。この文化財的価値はさほど重要ではないようだが、その柔和な姿にこれからの日朝関係を託したいという関係者各位の思いは伝わるのだった。ただし、このような寄贈がたびたび行われていながらも、なお大量の朝鮮文化財が日本に置かれたままとなっているのである。

以上述べてきたように、私が長年研究してきた日韓国交正常化交渉において、文化財の問題はしばしば「返還」か「寄贈」という争点で議論されてきた。すなわち、韓国側が朝鮮文化財の「返還」を要求したのに対し、日本側はあくまで「寄贈」という立場を譲らなかった。1965 年に締結された日韓文化財及び文化協力協定においても、日本側からの朝鮮文化財「引き渡し」のみが明記され、条文に「返還」の意味が盛り込まれなかった。当然ながら、日朝国交正常化交渉においてもこの問題が討議される

はずである。この交渉において、日本政府は上述したような植民地支配を通じた日本人の朝鮮文化財略奪の事実を認定したうえで、朝鮮北部に原位置を有する文化財の返還が実現されるべきである。

なお、これらの文化財については日韓会談でも議論された。この点については、先述の李洋秀氏が発表した文章に詳しいので、合わせてご参照いただきたい。

第7 結論…日韓会談文書には公開すべき内容が含まれており、文書公開こそ公益にかなうものである

以上述べてきたように、日韓会談研究は史料公開とともに進展したと言ってよい。文書公開運動の経緯により、それらの研究は日本の植民地支配に基因する諸問題を解決するという問題意識を、多かれ少なかれ共有している。だが、その問題に限らず、日本および韓国をめぐる政治、経済、国際関係などの多様な領域に関心を持つ研究者によって、さまざまな視角から日韓会談が議論されてきたといえることができる。

過去に学ぶということは、現在を省察し、未来を展望する営みである。過去をより誠実に学ぶには公開すべき資料がすべて公開されることが望まれる。研究者のみならず、学生、市民運動関係者からそれ以外の一般の市民まで、国籍や民族にかかわらず、広く日韓会談に関わる諸問題が議論されることが望ましい。

日本における日韓会談文書の全面公開は、新しい世紀を生きるわれわれが、未来を見通すために過去を振り返る、その営みを確実に保障するはずである。

以上

略 歴

氏名 吉澤文寿

生年月日 1969年1月7日生まれ

本籍 群馬県

学歴

- 1988年4月 東京学芸大学教育学部入学
- 1992年3月 同学卒業
- 1992年4月 東京学芸大学大学院前期博士課程教育学研究科入学
- 1995年3月 同課程修了
- 1996年4月 一橋大学大学院社会学研究科後期博士課程入学
- 2004年7月 同課程修了

職歴

- 2000年3月～2002年2月 韓国湖南大学校外国語学部日本語科専任講師
- 2002年10月～2005年3月 東京学芸大学、関東学院大学、青山学院大学、大東文化大学、明星大学非常勤講師
- 2006年4月～現在 新潟国際情報大学情報文化学部情報文化学科准教授

発表論文・著書等

著書

- 1) (単著)『戦後日韓関係 国交正常化交渉をめぐって』クレイン、2005年
- 2) (共著)『朝鮮半島と日本の同時代史』日本経済評論社、2005年
※第I部報告2「植民地支配責任「忘却」の論理—日韓国交正常化交渉を題材として」31-58ページ。
- 3) (共著)『日韓 新たな始まりのための20章』岩波書店、2007年
※第15章「戦後の日韓関係をどのように考えたらよいか」108-113ページ。
- 4) (共著)韓国学中央研究院韓国文化交流センター訳『韓国と日本の新たな始まり』ビューズ、2007年

- ※第 15 章「戦後韓日関係をどのように見たらよいか？」 151-158 ページ。
- 5) (共著)『植民地責任論—脱植民地化の比較史』青木書店、2009 年
※第 4 章「日本の戦争責任論における植民地責任—朝鮮を事例として」 132-160 ページ。
- 6) (共著)『議題で見た韓日会談 外交文書公開と韓日会談の再照明 2』、ソニー、2010 年
※第 3 部「韓日国交正常化交渉における基本関係交渉」 265-299 ページ。
- 7) (共著) 史革新、區建英編『信頼・互惠・共生 東アジア地域交流の歴史と現実』中国伝媒大学出版社、2010 年
※「日本の植民地支配下における被害と連帯」 117-120 ページ。

論文

- 1) 「日韓会談における対日請求権の具体的討議の分析—第 5 次会談及び第 6 次会談を中心として—」 (『一橋論叢』第 120 巻第 1 号、1998 年 8 月)
- 2) 「日韓会談における請求権交渉の政治的妥結—1962 年 3 月から 12 月までを中心として—」 (『朝鮮史研究会論文集』第 31 集、1998 年 10 月)
- 3) 「今日から見た日韓会談—その経緯と今日的意義—」 (『戦争責任研究』第 31 号、2001 年 3 月)
- 4) 「韓国における韓日会談反対運動の展開—1964~65 年を中心として—」 (『中韩人文科学研究 (韓国)』第 6 号、2001 年 6 月)
- 5) 「日本における日韓条約反対運動—1960 年代を中心に—」 (『韓日民族問題研究 (韓国)』第 3 号、2002 年 12 月)
- 6) 「日韓国交正常化以前の借款交渉—1963-64 年における日米韓の外交活動を中心として—」 (『朝鮮史研究会論文集』第 41 集、2003 年 10 月)
- 7) 「決壊 史上初の日韓会談関連外交文書の公開から始まる「真実の濁流」によせて」 (『現代思想』第 33 巻第 6 号、2005 年 6 月)
- 8) 「公開された日韓会談関連外交文書」 (『アリラン通信』第 35 号、2005 年 6 月)
- 9) 「公開された日韓会談関連外交文書について」 (『戦争責任研究』第 49 号、2005 年 9 月)

- 1 0) 「日本と朝鮮分断国家との「国交正常化交渉史」 歴史認識の問題を中心として」 (『情況』第3期56号、2005年10月)
- 1 1) 「韓国政府による日韓会談外交文書全面公開と日本の課題」 (『インパクション』第149号、2005年10月)
- 1 2) 「在日朝鮮人史100年と日韓会談文書公開」 (『Let's』第50号、2006年3月)
- 1 3) 「日本の朝鮮植民地支配責任の現状と課題—日韓国交正常化交渉とその後」 (『アジア・アフリカ言語文化研究所通信』第116号、2006年3月)
- 1 4) 「日韓会談研究の現状と課題」 (『歴史学研究』第813号、2006年4月)
- 1 5) 「植民地支配の「清算」とは何か—朝鮮を事例として—」 (『歴史評論』第677号、2006年9月)
- 1 6) 「2005年に韓国で公開された日韓会談関連外交文書について」 (『近現代東北アジア地域史研究会 NEWS LETTER』第18号、2006年12月)
- 1 7) 「日韓会談文書の全面公開がもたらすもの—「日韓会談文書・全面公開を求める会」の運動の背景、経緯、意義」 (『反天皇制運動 あにまる』第Ⅶ期第4号、通巻273号、2007年4月)
- 1 8) 「日本における日韓会談関連外交文書の公開状況について—財産請求権問題を中心に」 (『日本空間』<韓国国民大学校日本学研究所>第4号、2008年11月)
- 1 9) 「日韓国交正常化と残された課題」 (『季刊戦争責任研究』第66号、2009年12月)
- 2 0) 「(展示評) 失われた朝鮮文化遺産—植民地化での文化財の略奪・流出、そして返還・公開へ—」 (『歴史学研究』第866号、2010年5月)
- 2 1) 「韓国併合100年と天皇の植民地責任」 (『別冊飛礫』第1号、2010年7月)
- 2 2) 「集会の記録 2・11反「紀元節」行動 天皇制の植民地支配責任を追及する 訪韓で幕引きをさせない！」 (『運動<経験>』第31号、2010年8月)
- 2 3) 「日本における植民地主義の現在 外国人参政権問題を中心に」 (『現代韓国朝鮮研究』第10号、2010年11月)

所属学会

歴史学研究会、歴史科学協議会、朝鮮史研究会、在日朝鮮人運動史研究会、同時代史学会、韓日民族問題学会（韓国）